

新潟県立大学北東アジア研究所 公開講座
2025年12月9日

中国が目指す「法治」

山梨大学 石塚迅

はじめに

- ・2000年以降、中国政府・共産党は、「法治」建設をスローガンに法制度の整備を進めている。

←この「法治」がどこか異質なものにみえるのはなぜ？

...法はあっても守られていないのではないか？ 法は機能していないのではないか？

...法が人権弾圧の道具になっているのではないか？

・なぜ、中国の法・法治は異質にみえるのか？

・中国の法・法治は日本のそれとどこが違うのか？

☆法・法治を切り口に現代中国を考える。

一、中国法の歴史

伝統中国の法

- ・中国は法について悠久の歴史を有している。
...春秋・戦国時代（紀元前770年～紀元前221年）にすでに各地域で成文法典が存在。
- ・儒家と法家の論争（始皇帝の法家思想の採用→焚書坑儒）。
- ・法典編纂の進展と律令制の確立。
→日本へ（「大宝律令」（701年）、「養老律令」（757年））。

（原泰久『キングダム』より）



●律令とは

○律

- ・罪と罰について定めた体系的な法典のこと。
→今日でいうところの刑法。

○令

- ・国制について定めた体系的な法典。
→今日でいうところの行政法。

○伝統中国の法において私法分野（民法、商法）はなかった？

- ・土地の売買や賃貸借、金銭消費貸借、財産の分割、婚姻、養子縁組等をめぐる紛争は発生。
←国家は当事者間あるいは社会内部での自主的解決に委ねる。

近代法の移入

○西欧の衝撃

- ・アヘン戦争での敗北（1842年）。

→様々な不平等条約の締結。

↓

- ・清（1644年～1912年）は近代西欧法の移植へ舵を切る。



○日本を経由しての西欧の法制度・法原理の移入

- ・『欽定憲法大綱』（1908年）←『大日本帝国憲法』（1889年）。

- ・『大清刑律草案』、『大清民律草案』、『大清商律草案』...

←起草にあたって日本人法学者の協力。

○中華民国（1912年～現在）期における法整備の進展

- ・民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の制定（1920年代～1940年代）。
- ・『中華民国憲法』の公布（1947年）。
- ・不平等条約の改正（関税自主権の実現（1931年）、治外法権の撤廃（1943年））。

中華人民共和国の法

○中華民国法、西欧近代法の全否定

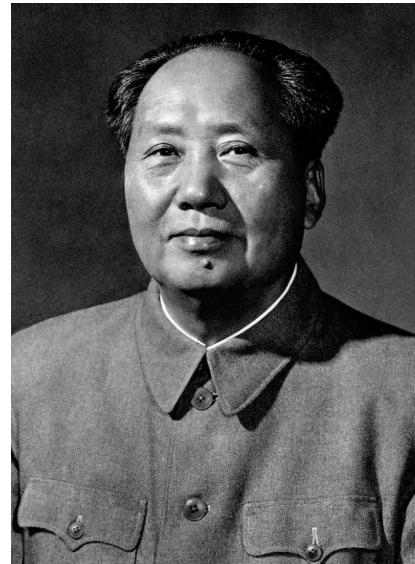
- ・毛沢東「帝国主義の侵略は、西側に学ぼうとする中国人の迷夢を打ち破った。不思議なことだ。どうして、先生はいつも生徒を侵略するのだろうか？中国人は西側から多くのものを学んだが、それらは通用しなかったし、理想はいつも実現できなかった。……西側のブルジョア階級的文明、ブルジョア階級的民主主義、ブルジョア階級共和国の構想は、中国人民の心の中で一斉に破産してしまった。」
- ・『国民党の六法全書を廃棄し解放区の司法原則を確定することに関する指示』の発布（1949年）。

→向ソ一辺倒。

☆人治・法治論争（1957年）→無法無天

（文化大革命（1966年～1976年）

- ・公檢法を叩きつぶせ！



○「改革開放」の推進

- ・1978年の路線転換（階級闘争最優先→経済建設最優先）。
- ・経済の再建、外資の導入を中心とする「改革開放」政策の推進のために、法整備は不可欠・喫緊の課題。
- ・～1990年代：各種の組織法、『刑法』、『刑事訴訟法』、『婚姻法』（改正）、『民法通則』、『相続法』、『行政訴訟法』、『民事訴訟法』…。

○鄧小平の「南巡講話」（1992年）

- ・1990年代～：『会社法』、『労働法』、『契約法』、『企業破産法』、『物権法』…。

→ヨーロッパ大陸法、英米法、日本法を参照。

→社会主義法の影響は希薄に。

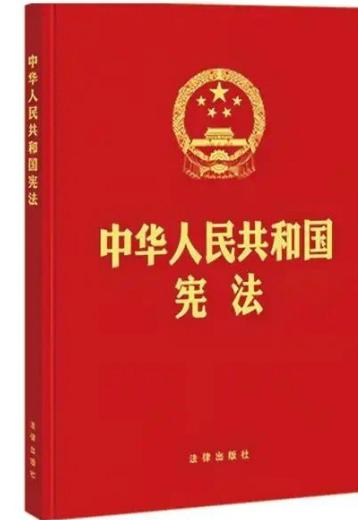
☆法制（1978年）→法治（依法治国・
社会主義法治国家）（1997年）



二、憲法と国家機構

四つの憲法

- 『中国人民政府協商會議共同綱領』（1949年）
→全7章60力条。建国段階の臨時憲法。
- 『1954年憲法』
→全4章106力条。モデルは『1936年ソ連憲法』（スターリン憲法）。政治運動激化の中、機能不全に。
- 『1975年憲法』
→全4章30力条。後世に「文革憲法」と俗称。
- 『1978年憲法』
→全4章60力条。「四つの現代化」を国家の全般的任務として明示。
- 『1982年憲法』（現行憲法）
→全4章138力条（→全4章（総綱、公民の基本的権利および義務、国家機構、国旗・国歌・国章・首都）143力条）。五度にわたる部分改正。



人民民主主義独裁

憲法第1条第1項：中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした**人民民主主義独裁**の社会主義国家である。

第2条第1項：中華人民共和国のすべての権力は、**人民**に属する

- ・人民（=統治階級）内部においては民主主義。
- ・ブルジョア階級・反体制勢力等の敵（=被統治階級）に対しては独裁。

人民：政治的概念（←人民の敵）。

公民：法律的概念（←外国人）。

・毛沢東「人民とは何か？　中国において、現段階ではそれは労働者階級、農民階級、都市小ブルジョア階級および民族ブルジョア階級である。これらの階級が労働者階級と共産党の指導の下に団結し、自分たちの国家を構成し、自分たちの政府を選挙し、帝国主義の手先すなわち地主階級と官僚ブルジョア階級およびこれらの階級を代表する国民党反動派とその共犯者に対して專政を行い、独裁を行い、これらの人々を抑圧して、彼らには神妙にすることだけを許し、勝手な言動に出ることを許さないのである。」

民主集中制の原則

憲法第3条：中華人民共和国の国家機構は、**民主集中制の原則**を実行する。

全国人民代表大会および地方各クラス人民代表大会は、すべて民主的な選挙により選出され、人民に対して責任を負い、人民の監督を受ける。

国家の行政機関、監察機関、裁判機関、検察機関は、すべて人民代表大会により選出され、それに対して責任を負い、その監督を受ける。

中央と地方の国家機構の職権の区分は、中央の統一的な指導の下で、地方の自主性と積極性を十分に発揮させるという原則に従う。

①人民と人民代表大会との関係。

→選挙は存在。

②人民代表大会とその他の国家機関との関係。

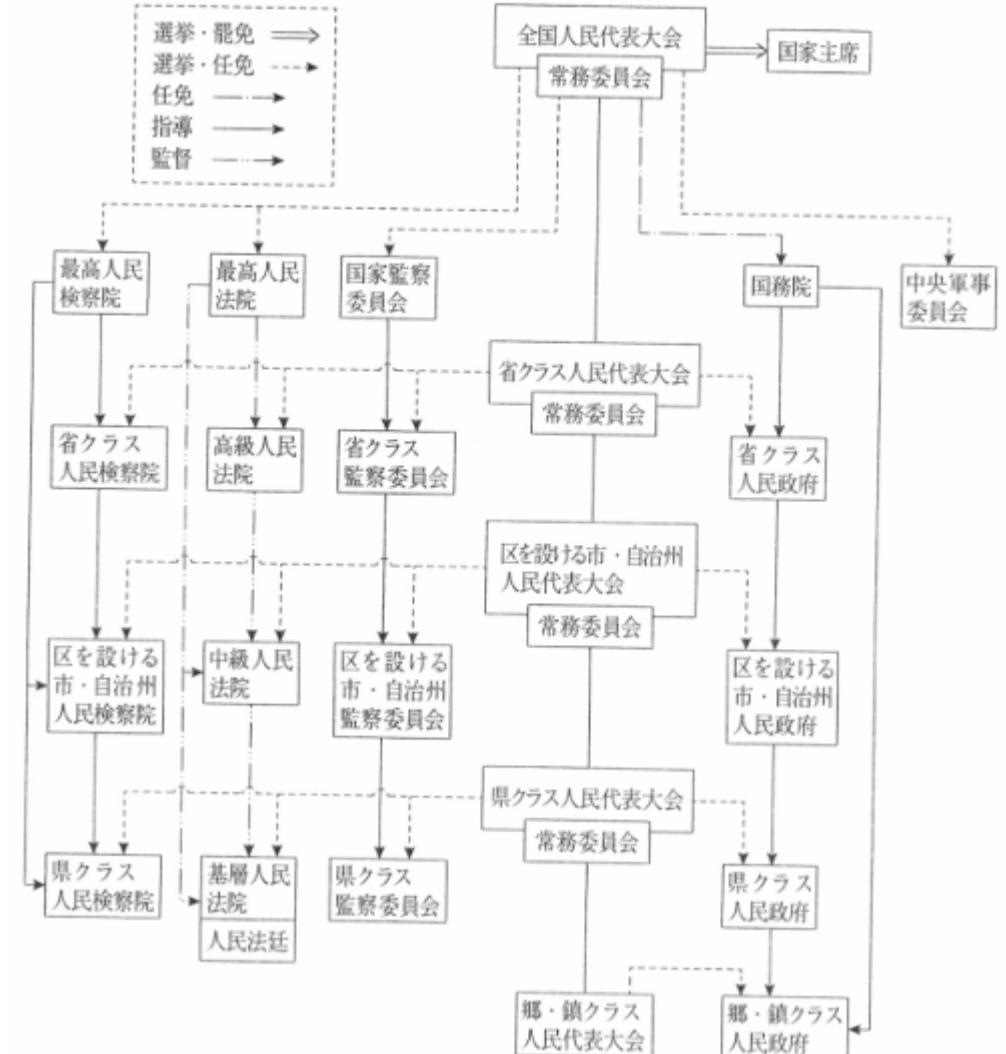
→西欧的三権分立、司法権の独立、違憲審査制の否定。

③国家機関内部の関係および中央と地方の関係。

→地方自治の否定。例外としての香港・マカオ？

(高見澤磨他『現代中国法入門（第9版）』より)

図 3-1 中国国家機構図



中国共産党の指導

憲法前文：中国の各民族人民は、引き続き③**共産党の指導**の下で、④マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、「三つの代表」重要思想（中国共産党が、中国の i) 先進的生産力の発展の要求、ii) 先進的文化の前進の方向、iii) 最も広範な人民の根本的利益、を代表するという理論）、科学的発展観、習近平の新時代の中国的特色を有する社会主義思想に導かれて、②人民民主主義独裁を堅持し、①社会主義の道を堅持し…

第1条第2項：社会主義制度は、中華人民共和国の根本制度である。いかなる組織または個人による社会主義の破壊も、これを禁止する。**中国共産党の指導は、中国的特色を有する社会主義の最も本質的な特性である。** ←2018年憲法部分改正で追加。

- 「四つの基本原則（①～④）」の堅持は全公民の法的な義務。

→中国共産党の指導や社会主義に反対する言動は、行政罰・刑事罰の対象（国家安全危害罪）。

- 「四つの基本原則」の解釈権は中国共産党が掌握（政治的に判断）。

→中国共産党は実質的に超憲法的存在。

- ・党委員会→中央・地方それぞれに設けられ同級の国家機関を指導。

- ・党グループ（党组）→各事業・企業・文化組織の中に設けられ、その団体を指導。

三、民法と市民社会

民法と社会主义

- ・五度にわたる民法典編纂作業とその挫折。
←伝統的社会主义と近代民法（財産法・契約法）との相性の悪さ。
←家族法（婚姻法）の単獨行。

①民法・経済法論争（1979年～1986年）

- ・自由な経済活動（民法）と国家のマクロコントロール（経済法）のどちらに重きをおくか？
- ・社会主义社会において企業間取引に民法の出る幕はあるのか？
- ・経済法優位から民法優位へ（『民法通則』の制定（1986年））。

②「契約」をめぐって

- ・1993年の『経済契約法』の改正で、計画に関する規定のほとんどは削除。
- ・契約自願の原則（民法典5）
... 「契約自由の原則」の不採用。

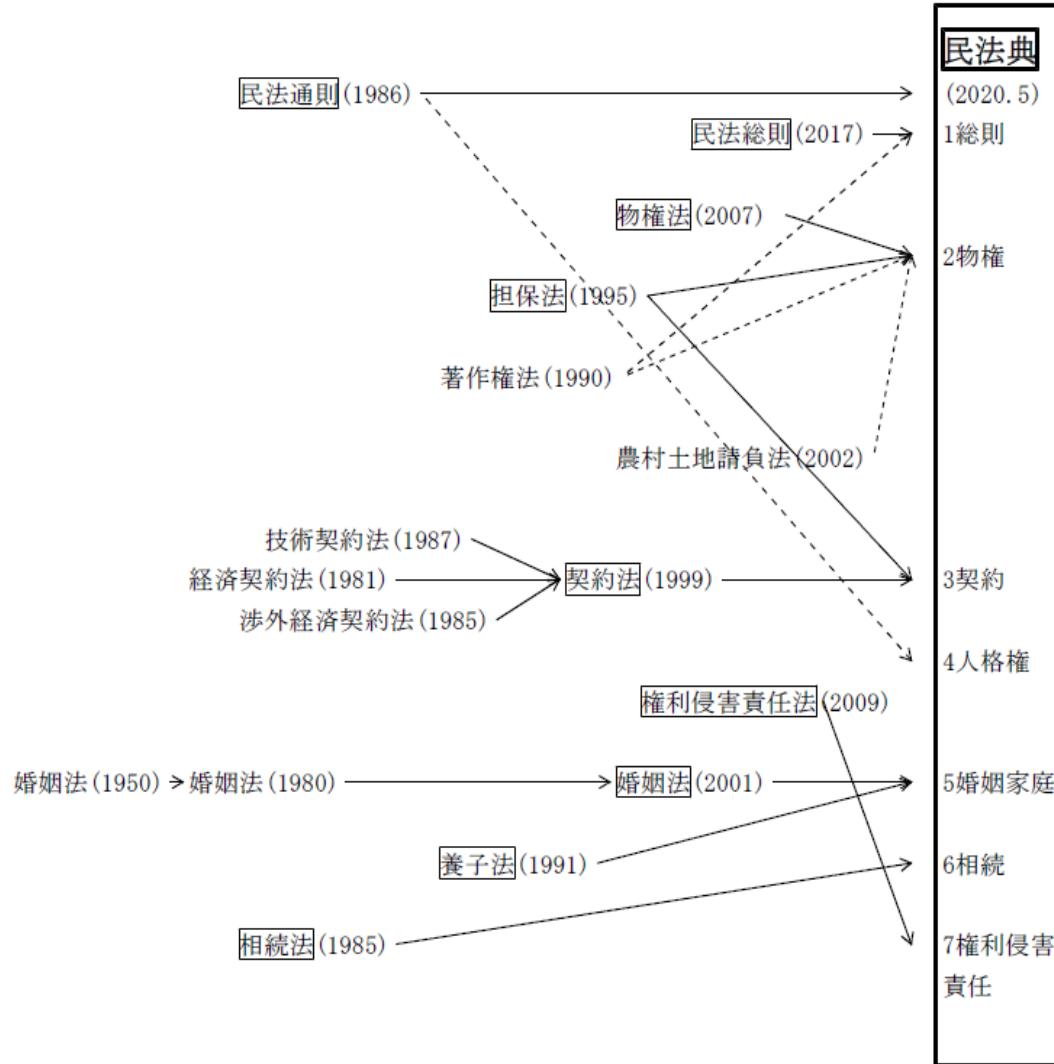
③物権法違憲論争

- ・私有財産権の入憲（2004年）。
- ・2005年7月、物権法草案の公表（パブリックコメントの募集）。
- ・2005年8月、ある法哲学者が公開書簡を全国人大常務委員会宛に送付し、インターネット上に公表。
... 「物権法草案」は私有財産の保護を中心としており、憲法が規定する社会主義の公共財産不可侵という社会主義の最も本質的な特徴を侵犯するもの。
... 草案の採択により、ごく少数の金持ちの利益が保護され、その結果、いっそうの貧富の格差の拡大がもたらされ、共産党政権の物質的基礎が破壊される。

→民法学者、憲法学者を巻き込んだ論争へ。全国人大での審議が約1年間ストップ。

- ・『物権法』の制定（2007年3月）。
- 『民法典』は、3種類の所有権（国家所有、集団所有、私的所有）の平等な保護を規定（207）。

民法典の制定（2020年）



※ 法は、民法典制定とともに廃止された法律。

- ・全7編1260力条（日本は、全5編1050力条）。
- ・ドイツをはじめとするヨーロッパ大陸法への傾斜が鮮明。

- ・先進的・ユニークな規定の数々。

...民事活動を行うにあたっての資源節約と生態環境保持の義務（第9条）、個人情報の保護（111）、知的財産権の享有およびその種類（123）、死者の人格権の保護（994）、臓器提供の権利（1006）、クローン研究の制限（1009）、ペンネームの保護（1017）、医療損害責任（1218～1228）、核施設・高速鉄道の事故に対する賠償責任（1237、1240）等々。

- ・『民法典』第1条：民事主体の合法的な権利利益を保護し、民事関係を調整し、社会と経済の秩序を維持し、中国的特色を有する社会主义の発展の要求に適応し、社会主义核心価値観を高揚させるため、憲法に基づき、本法を制定する。

...社会主义核心価値観：富強、民主、文明、和諧、自由、平等、公正、法治、愛国、敬業、誠信、友善。

←自由な契約関係を前提とする市民社会の形成如何は、今なお、党・政府の掌中に。

四、法治と憲政

憲法第5条第1項：中華人民共和国は、法律に基づいて国を治めること（依法治国）を実行し、社会主義法治国家を建設する。←1999年憲法部分改正で新設。

・習近平「はっきりさせるべきことは、我々は、...決して西側のいわゆる「憲政」、「三権分立」、「司法の独立」といった道を歩まないということである。...我々がいうところの憲法に基づく国家統治、憲法に基づく執政と西側のいわゆる「憲政」との間には本質的な違いがある。」



习近平

谈治国理政

人権問題

- ・個々人の基本的人権の保障は西欧近代立憲主義の核心。

→当然に毛沢東の「破産」宣告の対象に。

...ブルジョア階級「人権」の実質は、ブルジョア階級の私有財産権と自由搾取権を確認し擁護することであり、それは欺瞞である。

- ・「公民の基本的権利」という憲法用語。

☆西欧的な人権 ≠ 中国的な「公民の基本的権利」

- ・民主化運動の発生：「北京の春」（1978年）、「学潮」（1986年）、
「天安門事件」（1989年）...

→民主活動家や民主派知識人の人権要求、および民主化運動武力弾圧に対する西欧諸国や国際的な人権NGOの激しい批判に対抗・反駁する必要。



・鄧小平「人権とは何か？ どのくらいの人の人権か？ 少数者の人権か、それとも多数者の人権、全国人民の人権か？ 西側世界のいわゆる「人権」と我々がいう人権は本質的に別のものであり、観点は異なっている。」

○「中国の人権状況」（人権白書）公表（1991年）（「中国的人権觀」の提起）

①「人権」に対する主権の優位：「人権問題には、国際性的一面があるにしても、主としてそれは一国の主権の範囲内の問題である。」

②「生存権」最優先および「発展権」重視：「一つの国家と民族にとって、人権とは何よりもまず人民の生存権である。生存権がなければ、その他的一切の人権はもう話にならない。」

③「中国共産党の指導」の堅持：「中国共産党は社会主义中国的執政党であり、全中国の人民の利益の集中的代表である。」

☆ 「我々がいう人権」 = 「公民の基本的権利」
≠ 西欧的な「人権」

・憲法第33条第3項：国家は、人権を尊重し保障する。←2004年憲法部分改正で新設。

裁判制度

○四級二審制（最高人民法院—高級人民法院—中級人民法院—基層人民法院）。

- ・最高人民法院は個別事件の審理は行わない。
- ・即時執行の死刑判決については、最高人民法院の審査・承認を経る必要。

○司法権の独立の否定

- ・民主集中制の原則の論理的帰結（上述）。
- ・裁判委員会による討議、判決の内容に対する院長・廷長の審査、党委員会・党政法委員会による司法機関への指導といった様々な圧力・干渉。
→「先定後審／先判後審」、「審者不判、判者不審」。

○政治的に敏感な案件、社会的な影響が大きな案件については...

- ・農村の土地収用、強制立ち退き、国有企業改革、労働争議、環境汚染等等をめぐる紛争については、法院は、地元の党委員会や人民政府と協調して慎重に対処しなければならない。
- ・受理難+調停優先+執行難。

おわりに

○法は整備されたが...

- ・法曹の専門家も実現（2002年、統一司法試験制度スタート）。

○「法治」と「中国共産党の指導」の融合

- ・建前としての「党政分離」の放棄。

☆ 「中国共産党の指導」と法治を融合させればさせるほど、「中国共産党の指導」を強化させればさせるほど、市場経済にとって不可欠であるはずの法の安定性、予見可能性が減損されていく。

○「総体的国家安全観」の提示（2014年）

- ・「国家の安全」の維持・実現を最優先課題として掲げ、政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態環境、資源、核という11項目の安全を一体化させた国家安全保障体系の構築を目指す。
- ・『反スパイ法』、『国家安全法』、『反テロリズム法』、『インターネット安全法』、『国家情報法』、『香港特別行政区国家安全維持法』 ...。

ご静聴ありがとうございました。